

職員の給与等勤務条件に係る交渉概要について

(平成 17 年 11 月 18 日現在)

1. 交渉団体……自治労国分寺市職員労働組合

2. 市の提案内容

項目	提案内容
退職時特昇制度の廃止	16 年 5 月の国の制度廃止や他市における廃止の動きを踏まえ、勤続 20 年以上の定年退職者等に対する退職時 1 号特別昇給を廃止したい。
通勤手当の改正	自転車等の交通用具利用者について、通勤距離 1 キロメートル以上を支給対象としていたものを、国や都と同様に 2 キロメートル以上に改めたい。
職員懲戒処分基準の制定	職員の非違行為を未然に防止する目的から、標準的な事例を類型化した「国分寺市職員懲戒処分基準」を制定したい。
不規則勤務者業務手当の廃止	土曜日及び日曜日に年間 13 回以上の勤務、又は 4 週間に 1 回以上の勤務が常態として割り振られている職員に対し、1 回につき 1,500 円を支給している不規則勤務手当を廃止したい。
可燃ゴミ収集業務の外部委託化	行政改革実施計画に基づき、残る 7 地区のうち 4 地区について民間委託を実施したい。(市内全 15 地区のうち、15 年度に 4 地区、16 年度に 4 地区の計 8 地区については民間委託化を実施済み)

3. 交渉結果

項目	交渉結果
退職時特昇制度の廃止	妥結 平成 17 年 12 月 31 日をもって制度を廃止する。
通勤手当の改正	妥結 平成 17 年 10 月 1 日から通勤距離 2 キロメートル以上に改める。
職員懲戒処分基準の制定	妥結 平成 17 年 10 月 1 日付にて国分寺市職員懲戒処分基準を制定する。
不規則勤務者業務手当の廃止	継続協議
可燃ゴミ収集業務の外部委託化	継続協議

4. 継続協議となっている項目に関する市と職員団体の主な主張

項目	市の主な主張	職員団体の主な主張
不規則勤務者 業務手当の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・今日の社会状況下において土日勤務の特殊性が薄れ、市民理解の観点から支給には批判がある。 ・多摩地域でも既に廃止した市もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成8年から特殊勤務手当全体の整理縮小を図ってきた。不規則勤務者業務手当は、保母手当廃止の代替措置でもあったはずだ。 ・土日の出勤は、家庭生活に制約を伴う面も少なくない。 ・他の自治体では1日5,000円のところもあり、金額を抑えてもいる。
可燃ゴミ収集 委託の外部委託化	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先業者が車両手配や収集ルートを覚えるための事前準備期間を十分に取りたい。 ・各職員に個別面談を行い意向確認を行う。パソコンの他、任用替え等に備えた研修をより充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託化により収集漏れや収集時間が守られない等のサービス低下が起こっている。 ・コスト削減優先から、委託先業者の安全面や労働条件等の法令遵守が軽視されがち。市として指導の徹底を。 ・任用替え等で新しい職場になかなか馴染めない職員もいる。研修等の充実と職員の希望職場の尊重を。